

令和5年2月14日
事務連絡

都道府県
各市 社会福祉法人担当課（室）御中
特別区

商業・法人登記のオンライン申請等における「インターネット版官報」の利用について
（周知）

厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

標記の件について、政府においては、令和5年1月27日付け閣議了解（行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について）により、官報（紙面）とインターネット版官報（注1）の同一性が確保されたことを踏まえ、同日以降に、官報を添付書面として提出すべき申請（注2）をオンラインで行う際、官報（紙面）の代わりにインターネット版官報を送信することができるようになりましたので、下記のとおり周知いたします。

（注1）国立印刷局HPに掲載：<https://kanpou.npb.go.jp/>

（注2）法令の規定に基づき「公告をしたことを証する書面」を添付すべき登記申請等のうち、
（公告を官報で行った場合に）「公告をしたことを証する書面」として官報を添付するもの。

記

登記申請については、法令の規定に基づく登記申請をオンラインにより行う際に、「公告をしたことを証する書面に代わるべき情報」として、官報の該当ページについてダウンロードしたインターネット版官報（電子ファイル（PDF））を送信することが可能です。

（参考）商業・法人登記のオンライン申請について

（法務省HP：<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>）

また、その他の手続についても同様に、法令の規定に基づき、「公告をしたことを証する書面」として官報を添付する場合には、インターネット版官報を活用することが可能となります。

（参考）「公告をしたことを証する書面」を添付すべきこととしている法令の規定
組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）